

三次市教育委員会議案第6号

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により，三次市立学校設置条例の一部を改正することについて，意見を求める。

令和7年5月23日提出

三次市教育委員会教育長 迫田隆範